

県営住宅強制退去日に母子心中図る

救える道は なかつたか

千葉・銚子

千葉県銚子市の県営住宅に住む母子世帯の母親(当時43)が昨年9月、無理心中を図って長女(13)を殺害しました。家賃滞納を理由に県が強制退去を執行する日の出来事でした。二度と悲劇を生まないようにとの調査のなかで、県や市の対応に問題があることが浮き彫りになってきました。

(岩井亜紀)

調査にあたったのは、生活と健康を守る会連合、自由法曹団、全国 台会(全生連)、中央社

銚子市の社会福祉課が母親の相談を受けて記入した面接記録票の一部

急迫状態の判断	預貯金・現金等の保有状況	未聴取
	ライフラインの停止・滞納状況	
	国民健康保険等の滞納状況	有り
他の資源の活用(財源)	児童手当(受給中)	
	児童扶養手当(受給中)	
面接結果	① 相談のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 実施(保護のしおり) <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 有 → 申請済 <input type="checkbox"/> 無 ※申請意思無しの場合の理由 → 生保制度の概要を聞くために来所したため
	② 制度の説明	
③ 申請意思		

「入居許可の取り消しを受けながらも、母親は家賃滞納分を支払う意思があった。県はこのことを適切に把握せず、機械的に事務手続きを行っていたことが大きな問題だ」。

井上団長は、こう指摘します。

調査団に協力した日本共産党の丸山慎一県議の県への聞き取りで、母親が入居許可の取り消し処分(2013年3月31日)後の同年4月12日、2カ月分の家賃を支払っていることが明らかになりました。

それだけではありません。今回の調査で、同年2月28日には、1カ月分の家賃が口座引き落としされていたことが明らかに。県が母親に明け渡し請求を送付した同年3月5日の直前のことでした。

母親は隣町の給食センターでパートとして働き、月収は約7万円。収入はこれ他、児童扶養手当の約5万円



行政 家賃の減免措置知らせず 生活苦把握していたのに

井上団長は、こう指摘します。

調査団に協力した日本共産党の丸山慎一県議の県への聞き取りで、母親が入居許可の取り消し処分(2013年3月31日)後の同年4月12日、2カ月分の家賃を支払っていることが明らかになりました。

それだけではありません。今回の調査で、同年2月28日には、1カ月分の家賃が口座引き落としされていたことが明らかに。県が母親に明け渡し請求を送付した同年3月5日の直前のことでした。

母親は隣町の給食センターでパートとして働き、月収は約7万円。収入はこれ他、児童扶養手当の約5万円

など、年収は100万円程度でした。

県営住宅の家賃減免の対象だったにもかかわらず、母親は減免措置があることを知らず、受けていませんでした。減免措置の適用で、月1万2800円の家賃が2560円にまで引き下げられるはずでした。

県営住宅に入居する1万7878世帯のうち減免対象が1万1616世帯(13年度・収入申告により算出した月額が6万7千円以下の世帯数)である一方、減免を受けているのはわずか1961世帯(14年3月末現在)です。

調査団に参加した「国民の住まいを守る全国連絡会」の坂庭園晴代表幹事は「家賃の徴収だけは熱心に行い、家賃減免の周知など社会保障への対応がなされていない」と批判。調査団は県に対し、家賃減免の周知徹底を求めました。

資料手渡すのみ 銚子市の対応は。国民健康保険料も滞り、保険証を取り上げられていた母親は13年4月、短期証再発行の相談で、市の保険年

金課を訪れます。同課職員は母親に生活保護をすすめ、隣接する社会福祉課を紹介しました。

面接した職員は、国保料の滞納を把握。生活困窮していたことが明らかなのにもかかわらず、職員は生活保護のしおりを母親に手渡し、説明しただけでした。

情報公開された面接記録票の「ライフラインの停止・滞納状況」欄は黒く塗りつぶされていることから、水光熱費のいずれかを滞納していたことがうかがえます。

井上団長は「福祉事務所は本来、生活困窮者に対し申請の有無にかかわらず職権で保護を開始すべき責任を負っている」と強調。「申請がなかったから」との理由で保護を開始しないことは、「生存権を尊重していないと言わざるを得ない」と批判します。

全生連の安形義弘会長は「この事件は銚子市だけの問題ではない。自治体が憲法25条に基づき住民の暮らしに責任を負わなければならない」と強調します。



集会で調査の報告をする調査団の代表ら。あいさつするのは井上団長(1月10日、千葉市)